

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://www5c.biglobe.ne.jp/~hiramoto/

税理士の独り言

「若者はその歴史の扉をその手で押し、そして未来へ押しあけた」司馬遼太郎に言わしめたその若者は坂本龍馬。
日本の凋落は日本人の心が弱くなっているからのように思います。逆境に耐えられず安易な方法を取り、偽装に走り、自分の利益のみに価値を見いだす考え方では心は鍛えられないでしょう。経営人間学の根本テーマは「統合の思考」だそうです。自他を分離の関係で捉えると自分本位な行動をとるとのことです。そういう人は逆境を避けます。しかし、逆境は人を成長させます。そして、成長という扉は叩かなければ開けてくれません。

私の書棚より

- 自分自身の信念を、妥協や諦めによって途中で曲げたり断念してはいけない、心の中の弱い自分というものは肝心なとき邪魔をする、貫くべき信念は強く持つべきです。
- 自分にしかできないことを見つけだしてそれを磨き、自分だからできることとして披露することが、選手としての価値を高めるのだと思います。“唯我独尊”それを目指すべきです。

「プロフェッショナル」
仁志敏久著 祥伝社新書

税務アンテナ

- 所得税法上給与所得に該当するものは、消費税法上課税仕入れに該当しない旨を定めています。この場合において、支払いを受けた役務の提供の対価が出来高払いの給与であるか請負による報酬であるかの区分については、雇用関係によるものかどうかを個々の実情に照らして判断されますが、おおむね次の基準になります。
 - ① 契約の内容が他人の代替を容れるか。
 - ② 業務の遂行に当たり指揮監督を受けるか。
 - ③ 引渡を終えない完成品が滅失した場合に、所得者が報酬を請求できるか。
 - ④ 材料又は用具等を供与されているか。

□ 法人が、役員や使用人に対して金銭を貸し付けた場合には、その資金が他から借り入れたことがを明らかな場合は、その借入金の利率、それ以外は、前年 11 月 30 日の公定歩合に 4 % の利率を加算した利率を通常取得すべき利息の額とみなし、実際に徴収した利息の額との差額について、給与として課税されることとなります。

しかし、通常取得すべき利息の額が年 5,000 円以下や災害、疾病等により臨時的に必要な生活資金に充てるための緊急融資であり、その返済期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益に対しては課税されません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 7 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11 日)	31 日	○ 8 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29 日)
31 日	○ 6 月決算法人の確定申告 ○ 12 月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 9 月、12 月、20 年 3 月決算 法人の消費税中間申告 ○ 個人事業者の 20 年分消費税 等の中間申告 (休日につき 9 月 1 日)		

今月の贈る言葉『これを知る者はこれを好む者に如かず。これを好む者はこれを楽しむ者に如かず』 by 孔子